

尖閣海域が危ない!

中国漁船船長保釈はわが国の主権放棄だ

さる9月8日、中国漁船がわが領海を侵犯し、海上保安庁は公務執行妨害で船長を逮捕。しかし、度重なる中国側の圧力の前に、あろうことか船長を処分保留のまま釈放しました。これは、外国漁船の違法行為を日本政府自らが無視したことを意味し、まさにわが国主権の放棄に等しい行為です。

漁船が数百隻規模で進入し、我が物産で漁業を行い、日本漁船は多勢に無勢の中国船の前に、自分たちの漁場から追い出されているのが実情です。

沖縄漁民の悲痛な叫びに応えよう

この周辺海域の行政関係者、漁業関係者は次のように訴えます。

先が切り拓いた日本固有の領土です。にもかかわらず今から40年ほど前、この海域に膨大な石油資源が埋蔵されているという国際調査が公表されてから中国がにわかに領有権を主張し始めました。しかも近年は、尖閣海域に中国

中国の海と化したわが尖閣諸島海域

言うまでもなく、尖閣諸島はわが祖先が切り拓いた日本固有の領土です。にもかかわらず今から40年ほど前、この海域に膨大な石油資源が埋蔵されているという国際調査が公表されてから中国がにわかに領有権を主張し始めました。しかも近年は、尖閣海域に中国

この周辺海域の行政関係者、漁業関係者は次のように訴えます。
尖閣諸島周辺は優良な漁場。昭和53年までは漁業水揚げ高は約15億円に上っていた。今はほぼゼロ。中国などの漁船がはえ縄を切り、ブイを盗んだりするので漁民は行かなくなった。何とかしなくては。―中山義隆(右垣市長)―
自分の漁船は、日の丸を掲げて漁場に行きたくても行けないんです。なぜかという、地元漁船十二隻に対して、外国漁船が二百から三百隻もいるからです。―仲田吉一氏(八重山漁業



我が巡視船に体当たりする中国漁船

領土領海を守るための3つの提言 署名請願内容

- 1 尖閣諸島に關し諸般の現地調査を行なうとともに、船舶の安全航行と漁民の安全操業のため、**灯台の設置や避難港の整備**などに取り組むこと。
- 2 現在、外国漁船による悪質な違法操業が繰り返され、日本の漁場が奪われている。その対策のため関係省庁による警備体制を強化し、**直ちに拿捕を可能とする関係法令の整備**を図ること。
- 3 現在、自衛隊には平時において領土領海を守るべき法的根拠がないため、すみやかに**領域警備のための法律制度を確立**すること。

まぐる船主会所属)

「海がしけたら座礁したり船が破損したりという事故の繰り返しです。今度の事件をきっかけに、尖閣に季節風のときに避難ができるような港を、ぜひつくってほしいと思います。」(友利義文氏、伊良部漁業協同組合長)

世界6位を誇る海域を万全な警備体制で守ろう

この度、仙谷官房長官は領域警備に關し警察権行使をどういう手続きで行うか(法整備は)ないに等しいと発言。つまり、領海侵犯には海上保安庁が漁業法や入管難民法(不法入国)に基づき対処していますが、海保が強制退去を行える法的根拠がありません。また、平時において自衛隊が領土領海を警備する法的根拠もありません。

これでは、意図的な外国船の領海侵犯に対し、迅速な対応が全くとれず、わが領域への実行支配を許す結果となつてしまいます。日本は、国土の12倍、世界6位を誇る領海と排他的経済水域を有しています。そこには、豊富な漁場と海底資源が眠っています。わが国の利益と主権を守るため、ぜひとも国民署名運動にご協力をお願いします。

写真が証明する 尖閣諸島は日本固有の領土だ

尖閣諸島は、明治28年1月14日わが国領土に編入され、多くの日本人の手で開発、一時は200名を超える人達がカツオ工場に従事していました。戦後は、米軍の管轄下にありましたが、沖繩とともに日本に返還され今日に至っています。



写真は、上右から各島の行政管理標識、尖閣沖での漁民救助に対する中華民国からの感謝状、魚釣島で働く人々、盛んなカツオ漁業の様子、下は工場前での記念写真と魚釣島の入港の様子

尖閣を守れ!「全国署名運動」にご協力下さい 署名用紙は日本会議ホームページでダウンロードできます

◎お問合せ先 日本会議全国署名運動係(電話)03-3476-5611 (FAX)03-3476-5612 (住所)〒153-0041 東京都目黒区青葉台3-10-1-6F (E-mail) ibuki@nipponkaigi.org